麻生消防署移転整備基本計画策定支援業務委託
仕様書

１　業務名
麻生消防署移転整備基本計画策定支援業務委託

２　業務の目的
本業務は、新百合ヶ丘駅北側地区におけるまちづくりの動向及び関連計画との整合を図りつつ、消防庁舎整備に係る基本的事項の整理及び検討を行い、令和９年度に策定予定の「消防庁舎建築基本計画」の作成を支援することを目的とする。
また、同地区では都市機能の更新や交通環境の改善が求められており、消防機能についても、市民の安全・安心の確保に加え、複雑・多様化する災害への対応及び大規模災害時の広域活動拠点としての機能強化が求められている。

３　履行場所
川崎市内

４　履行期間
契約締結日から令和１０年３月３１日（金）までとする。
ただし、令和９年１０月２５日（月）までに基本計画（案）を作成、提出し発注者の検査確認を受けること。

５　納品場所
消防局施設装備課

６　業務内容
以下の事項について整理・検討を行い、基本計画の策定支援をすること。
（１）条件の整理
本業務の実施にあたり、新百合ヶ丘駅北側地区のまちづくりの動向を踏まえ、川崎市関係部局の公開情報及び発注者から提供される資料を収集・整理し、検討条件として整理する。また、「消防署所の整備・維持管理の考え方」を踏まえ、検討を行う。
あわせて、全国の先進事例の調査及び有権者等の意見聴取の補助を行い、その結果を報告書として取りまとめる。

（２）消防庁舎の必要機能・規模の検討
新たな消防庁舎に求められる役割を多角的な視点を以て検討を行い、必要機能及び規模を導出する。
ア 災害対応機能（当直スペース、訓練室兼講堂、車庫、資機材格納庫等）
イ 消防行政機能（執務室、会議室、倉庫、書庫、応接室、休憩室等）

ウ 被災時対応機能（電気機械設備、非常用電源設備、給排水確保、エレベーター等）

エ 環境配慮機能（環境負荷低減、省エネルギー設備、長寿命化等）

オ セキュリティ（防犯、情報管理、人的動線、入退館管理、機械警備設備等）

カ その他（ＩＣＴ機能（ネットワーク、遠隔会議等）、耐震性能等）

必要に応じて、新たな機能があれば提案すること。

（３）施設配置の与条件整理

ア　建設地の立地特性の整理

A 現況の交通量調査

B 景観、敷地面積、形状、高低差及び敷地の法的条件等

C 造成工事の必要性の検討

イ　周辺地域への配慮と影響の検討

A 交通面での周辺地域への配慮

施設建設後における周辺道路の交通量等について予測される範囲内で検討を行う。

B 景観面での周辺地域への配慮

周辺地域の特性、景観を踏まえ、施設の高さや意匠はどうあるべきかを検討する。

C 環境面での周辺地域への配慮

周辺地域への日影、電波障害、騒音など、環境面への影響について予測される範囲内で検討する。

ウ　敷地利用計画に関する考え方の検討

A 施設構成及び配置計画

建設地における施設構成とその配置計画について、建設地及びその周辺に関連する計画等との整合性を図りながら検討をすること。

来庁者の利用に配慮し、動線、バリアフリー、ユニバーサルデザインについて検討する。

B 自然環境条件

雨量、日照、気温、風向き等の自然環境について整理すること。自然環境の影響を考慮し、省エネルギー性能の検討、及び、自然エネルギーの利用計画を検討する。

C 駐車場（駐輪場を含む。）

公用車及び利用者（障がい者を含む。）車両それぞれの駐車台数と駐車スペースについて検討する。

（４）機能・諸室配置計画・動線計画の検討

建設予定地の法規制、緊急車両の出動動線及び署員活動動線を考慮し、訓練施設を含めた配置計画及び建築計画（平面計画及び断面計画）を検討する。また、構造及び設備等の基本方針を整理する。

（５）検討部会運営支援業務（原則４回程度）

本業務において設置される検討部会の運営支援を行う。

ア　論点整理及び課題抽出

イ　会議資料及び比較検討資料の作成

ウ　会議運営支援及び議事録の作成

（６）基本計画（案）の作成

ア 配置計画（縮尺１/５００程度、単線レベルとする。諸室のレイアウトがわかる程度とする。）

イ 機能構成

ウ 施設規模

エ 概算事業費の算定（建築主体工事費、外構工事費、付帯工事費、各種調査費、移転費、既存庁舎解体工事費（アスベストはみなし含有として算定）等の概算を算出する。）

オ 整備スケジュール

（７）関係機関との調整支援

まちづくり局等との連携を図り、必要な調整を行う。

本業務は、駅周辺まちづくりの検討状況と整合を図りながら柔軟に実施するものとする。

７　業務遂行の方法

業務の遂行に当たっては、発注者の指示に基づき協議及び検討を行い、適宜報告をすること。また、円滑な業務実施のため、都市計画、建築計画、消防施設計画等に関する専門知識を有する技術者を配置すること。

８ 成果物の提出

受託者は、次に掲げる成果物を提出するものとする。

（１）基本計画（本編、概要編、資料編）

（２）参考資料及び根拠資料等

（３）電子データ（CD－R 等の電子媒体）

（４）その他　納品時期は履行期間終了の１か月前を目安とし、印刷仕様、部数等の詳細については協議により決定する。

９　その他

（１） この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。

（２） 受託者は、本業務において知った情報をほかに漏らしてはならない。